



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大成温調株式会社
代表者名 代表取締役社長 水谷 憲一
(コード番号：1904、東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 上席執行役員 管理統括部長 河村 和平
(TEL. 03-5742-7301)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営体制の一層の強化のため、社長その他役付取締役を取締役会で定めることが出来るようにいたしたく、現行定款第 23 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されます。

これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法の規定に基づき、現行定款第 29 条及び第 37 条を変更するものであります。

なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (予 定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (予 定)

以上

“別 紙”

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役会 <u>長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を 選定することができる。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって代表取締 役を選定する。 (取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役(取締役であった者を 含む。)の<u>会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がない場合は 、取締役会の決議によって、法令の定める 限度額の範囲内で、その責任を免除するこ とができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社 外取締役の会社法第 423 条 1 項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないときは損 害賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>社長その他役付取締役を定めることがで きる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定 により、取締役(取締役であった者を含む 。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によって免除すること ができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定 により、取締役(業務執行取締役等である 者を除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結す ること</u>できる。ただし、<u>当該契約に基づく 責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>監査役(監査役であった者 を含む。)</u>の<u>会社法第 423 条第 1 項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場合 は、取締役会の決議によって、法令の定め る限度額の範囲内で、その責任を免除する ことができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社 外監査役の会社法第 423 条 1 項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないときは損 害賠償責任を限度する契約を締結すること ができる。ただし、当契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定 により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、法令が規定する額と する。</u></p> <p>(削 除)</p>

以上